

令和五年三月二十八日受領
答弁 第二二二号

内閣衆質二二一第二二二号

令和五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員櫻井周君提出二〇二五年国際博覧会の開催地の地盤問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出二〇二五年国際博覧会の開催地の地盤問題に関する質問に対する答弁書

一について

令和七年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）に係る土壌汚染対策については、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）に基づき、博覧会の会場内で土地の形質の変更をしようとする者等において、特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置が適切に講じられるものと認識している。

また、博覧会の準備及び運営を行う公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）からは、令和四年十一月に実施した地質調査の結果に基づき、博覧会の会場における液状化については、危険度は低く、程度も軽微なものと推定されており、大きな問題はないと考えられるため、現時点において、博覧会に係る液状化対策は不要であると想定していると聞いています。

二について

博覧会協会においては、「二〇二五年日本国際博覧会安全対策協議会」を設置し、津波を伴う大地震等の様々な自然災害を想定の上、入場者の安全を確保するための避難計画、備蓄計画等を含む防災基本計画の策定等に向けて検討を進めていると承知している。

政府としては、国際博覧会推進本部の下に設置した、関係府省庁、大阪府及び大阪市並びに博覧会協会が参画する博覧会の防災対策について議論する分科会において、博覧会協会における検討も踏まえ、入場者の安全を確保するための検討を進めていくこととしている。

三について

博覧会協会からは、博覧会の建設工事に伴い発生する土砂は、原則博覧会の会場内で盛土等に使用し、博覧会の会場外への土砂の搬出は行わないこととすると聞いている。